

平成 19 年 10 月 19 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 牟田 興一郎
(コード番号 8954)
資産運用会社名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名: 代表取締役社長 佐藤 光男
問合せ先: 取締役常務執行役員 八塚 弘文
T E L : 03-3435-3285

資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ

本投資法人は平成 19 年 10 月 19 日開催の役員会において、オリックス・アセットマネジメント株式会社(以下「OAM」といいます)との間で締結している資産運用委託契約及びその別紙である関係会社取引規程の内容変更を決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 資産運用委託契約の変更

- (1)平成 19 年 9 月 30 日に「金融商品取引法」(以下、「金商法」といいます)が施行され、また同日に「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」といいます)が改正されたことに伴う用語、引用条数及び引用法令名称の変更を行いました。
- (2)OAM から本投資法人への運用報告書の交付(金商法において新たに規定されたもの)に関する条項の追加及び当該追加に伴う号数の繰り下げを行いました。
- (3)OAM が本投資法人に対して行う助言業務に、短期投資法人債の募集に係る助言業務を追加しました。
- (4)別紙として添付されている関係会社取引規程を変更しました。詳細は、次項をご参照ください。

2. 関係会社取引規程の変更

- (1)平成 19 年 9 月 30 日に投信法及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(以下、「投信法施行令」といいます)が改正され、投信法に定める「利害関係人等」の範囲が変更されたこと、及び同日に「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下、「金商業府令」といいます)が施行されたことに伴い、関係会社取引規程における「関係会社等」の範囲を下記のとおり変更しました。

【変更前の「関係会社等」】

運用会社 の利害関係人等(本法 第 15 条第 2 項第 1 号 、本法施行令 第 20 条)
前号の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項)
第 号又は前号の該当社がアセットマネジメントを受託する、若しくは第 号又は前号の該当会社の役員が役員の過半数を占める等、その意思決定に関して第 号又は前号の該当社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 7 項)

[変更後の「関係会社等」]

運用会社の利害関係人等(本法第 201 条第 1 項、本法施行令第 123 条)

前号の関係会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業府令」という。)第 177 条第 6 項に定めるものをいう。)

第 号又は前号の該当社がアセットマネジメントを受託する、第 号又は前号の該当会社の役職員が役員の過半数を占める等の事由により、その意思決定に関して第 号又は前号の該当社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(金商業府令第 33 条第 2 項に定めるものをいう。)

「運用会社」とは OAM を、「本法」とは投信法を、「本法施行令」とは投信法施行令を意味します。

下線は変更箇所を示します。

- (2)金商法において『信託受益権』が同法に定める『有価証券』とみなされることとなったことに伴い、必要な文言の修正を行いました。
- (3)改正前の投信法施行令に定められていた『金融デリバティブに係る権利』及び『金融先物取引に係る権利』は、金商法の施行に伴う改正後の投信法施行令において削除され、新たに『デリバティブ取引に係る権利』が特定資産として定められました。かかる改正に伴い、変更前の関係会社取引規程において定められていたデリバティブ関連取引のうち、『金融デリバティブに係る権利』及び『金融先物取引に係る権利』を『デリバティブ取引に係る権利』と規定することとしました。なお、かかる変更によって、デリバティブ関連取引の範囲が若干拡大することとなりますが、変更後の関係会社取引規程において、『デリバティブ取引に係る権利』に対する投資に際しては、本投資法人の規約に資産運用の対象として定められた範囲(変更前の関係会社取引規程に定めるデリバティブ関連取引の範囲と同一になっております。)に限定する旨を定めました。
- (4)その他、軽微な文言の変更を行いました。

以上

本日資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会